

別表 1 （第 5 条関係）

補助対象経費	補助金額	その他
店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置に係る経費を含む。消費税を除く。） （注）ただし、事業の用に供さない部分を含む場合は、事業の用に供す部分の割合を補助対象とする。 設備購入費については、店舗内に固定化するものとし、容易に移動が可能なものは除く。	補助対象経費の 1 / 2 以内 補助限度額は 5 0 万円 ただし、別途指定する対象区域図に示す、主要エリア内の出店については、補助限度額は 1 0 0 万円とする。 （注）算出して得た額に 1 0 0 円未満の端数がある場合、これを切り捨てる。	申請者は、審査会に出席しなければならない。